

行田まちなか憩いの広場実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行田らしいまち並みとにぎわい創出の実現ため、行田まちなか憩いの広場（以下「憩いの広場」という。）として公共施設の空きスペースを活用した出店等を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(実施場所)

第2条 憩いの広場は、行田市商工センター南側の空きスペースとし、センター入り口や歩道の通行の妨げにならない部分とする。

(実施形態)

第3条 憩いの広場は、飲食・物販等の場として自店のPRを図るとともに、憩いや集いの場として来訪者に利便性・快適性を提供するものとし、その実施形態は以下のとおりとする。

- (1) キッチンカーや屋台等による飲食の販売
- (2) 簡易店舗等による物品の販売
- (3) 工芸作品・美術作品の展示
- (4) 福祉活動・ボランティア活動の拠点
- (5) その他、憩いや集いの場としてふさわしい活動

(実施時期)

第4条 憩いの広場は、3月から8月までの期間を上期、9月から翌年の2月までの期間を下期とし、それぞれの期間毎に出店者を募集するものとする。

(実施日時)

第5条 憩いの広場の出店日、出店時間は、出店者が定め、出店者名とともにこれを公表するものとする。ただし、夜間の出店は午後9時までとする。

(出店の要件)

第6条 出店者は、出店内容に応じ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業許可、他の法令の規定により要する許可等の手続を遺漏なく行わなければならない。

2 出店者は、憩いの広場のにぎわい創出の実現ため、事業の推進に積極的に協力することとする。

(出店の申込)

第7条 出店の申込は、出店申込書（様式第1号）に第6条で規定した許可等を受けていることを証する書面の写しを添付し、市長に提出するものとする。

2 出店者は、前項の申込をし、第8条第1項の規定による許可を受けた内容を変更しようとするときは、出店申込書に変更内容を記載し、市長に提出しなければならない。

(出店の許可)

第8条 市長は、第7条第1項及び第2項の規定による申込があった場合において、当該事業の安全かつ円滑な運営に支障がないと認めるときは、当該申込をした出店者に対し、出店許可書（様式第2号）を交付する。

2 市長は、前項の規定による許可に際し、当該事業の安全かつ円滑な運営のために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(運用基準)

第9条 出店者は、憩いの広場の出店にあたり、行田まちなか憩いの広場運用基準を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第10条 市長は、出店者が次の各号に該当するときは、第8条第1項の規定による許可を取り消すことができる。

- (1) 第6条第1項に掲げる許可等の取り消しを受けたとき
- (2) 第8条第2項の規定により付した条件に違反したとき
- (3) 第9条の運用基準が守られなかったとき
- (4) 虚偽の申込をしたとき

(出店料)

第11条 憩いの広場における出店料は無料とする。

(使用設備等)

第12条 出店で使用する設備は、全て出店者が自ら用意することとする。

2 出店者は、出店にともなう設備を設置する場合は、第2条による実施場所の範囲内とし、周辺の安全に十分配慮するものとする。

(損害賠償)

第13条 出店者は、自らの故意又は過失により他に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。